「男女間賃金格差解消に向けたアンケート調査」　回答ご協力のお願い

令和6年9月

日本チェーンストア協会

日本小売業協会

一般社団法人　全国スーパーマーケット協会

一般社団法人　日本ショッピングセンター協会

一般社団法人　日本スーパーマーケット協会

一般社団法人　日本専門店協会

一般社団法人　日本チェーンドラッグストア協会

一般社団法人　日本百貨店協会

一般社団法人　日本フランチャイズチェーン協会

一般社団法人　日本ボランタリーチェーン協会

会員企業　ご担当者 様

経済産業省

経済産業政策局経済社会政策室

商務・サービスグループ消費・流通政策課

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

我が国においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、令和４年７月より、労働者数 301人以上の事業主に対し、男女の賃金の格差の公表が義務づけられています。しかし、我が国労働者全体としてみると、男性の賃金水準を 100％としたときの女性の賃金水準は 74.8％（令和５年）であり、この格差は長期的に見ると縮小傾向にあるものの、欧米主要国と比較すると、依然として大きいのが現状です。

政府では、本年4月に設置された矢田稚子内閣総理大臣補佐官（賃金・雇用担当）を座長とする「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム」において、男女間賃金格差の大きい産業における男女間賃金格差の解消に向けた取組等について議論してまいりました。本年６月５日に本プロジェクトチームで決定した中間取りまとめ（別添１）においては、「今回分析した５つの産業（金融業・保険業、食品製造業、小売業、電機・精密業、航空運輸業）について、課題の整理を引き続き深めつつ、男女間賃金格差解消に向けたアクションプランを、業界において、令和６年内に策定に着手し、できるだけ早期に公表することを要請する」とされています。

つきましては、上記アクションプランの検討のため、小売業における男女間賃金格差の要因を把握することを目的とし、業界団体の会員企業の皆様に対して「男女間賃金格差解消に向けたアンケート調査」を実施することとなりました。

本調査の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いしたく、業務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、下記【回答要領】をご確認の上、令和６年10月31日（木）17:00までにご回答いただけますよう、お願いいたします。

なお、本調査結果は統計的に処理を行い、事業目的のために利用いたします。従いまして、回答した企業が特定されること、統計以外の目的に用いることは一切ございません。

本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

※本事業は、みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社に調査の一部を委託し実施を行っております。

|  |
| --- |
| **男女間賃金格差解消に向けたアンケート調査****【回答要領】**調査は、メールに添付されておりますエクセルシートにご記入する方式で、回答ください。＜調査対象となる方＞貴社　人事部ご担当者様等※回答範囲は「自社単体」を原則としますが、ホールディングスの企業様については、回答範囲に主要な事業会社（同業種）を１社含むようお願いいたします。＜回答期限＞　　令和６年10月31日（木）17:00＜調査項目＞* 賃金に関する状況
* 採用に関する状況
* 昇進・昇格に関する状況
* 配属の偏りに関する状況
* 格差是正・解消に向けた取組状況

回答は、**本依頼状末尾に記載されているメールアドレス**へご返送ください。 |

|  |
| --- |
| 【お問合せ先】* 「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム」および当該プロジェクトにおける「中間取りまとめ」に関する問い合わせ

経済産業省経済産業政策局経済社会政策室（村山、神野）Mail: 　bzl-diversity2.0@meti.go.jp* 「男女間賃金格差解消に向けたアンケート調査」の内容に関する問い合わせは

社会政策コンサルティング部（内藤、堀、白石、泉、定直）電話番号：03-5281-5276Mail: 　metidiversity@mizuho-rt.co.jp |

|  |
| --- |
| 【依頼状ご返送先】Mail:　 metidiversity@mizuho-rt.co.jp |

敬具